

会社法人の
係より

「有限会社が無
くなって株式
会社に統一さ
れる…というが資本金とか役員
の数とか、どうなるの…」との質
問がありました。企業買収の防衛
策や企業の組織
再編をしやすく
する新会社法が

5/17に衆院を通過し参院に送ら
れました。法務省のHPを見てみる
と132ページに亘る要綱と857ペ
ージに及ぶ法案が出ています。担当
者が数日かけて読んで
みると中小企業に関係

前号に引き続き社保
の総合調査について…

「今後、社労士は調査に一切関与
しない。各事業所が独自で対応し
てもらう…」とのFAXが社労士会
の某支部から届きました。年金未
納問題に端を発
った社会保険
庁改革の動きの
中で、4月から加入と調査を一緒
にする”適用調査課”が各県の主
だった社保事務所に設けられま
したが、調査の際、源泉所得税の
徴収簿と銀行印のある納付書を
調べる…と言い出したのが事の

有限会社が新会社法
なくなる!?!新会社法
来年4月施行か?



新たな調査対象に源泉
徴収簿と納付書も!
(源泉(社会保険))

のある事項が浮かび上がって来
ました。それは①資本金は1円で
もOK②有限会社を廃止し株式会
社に一本化するが、既存の有限会
社は有限会社を表示③株式会
社を公開会社と非公開会社に分け

④機関として取
締役会・監査役・
会計参与…等を
置くが、⑤取締役会のない非公開
会社は会計参与も監査役も不要
⑥役員任期は原則2年だが、非
公開会社の場合10年まで延ばせ
る⑦取締役は1人でも
OK…といった事です。

起こりのようです。社保
はパートでも通常の人
の3/4以上働く場合は加入を義務づ
けられていますが、未加入者を探
し出して少しでも徴収率をUPし
たい…と、源泉徴収に目をつけた
訳です。あの手こ
の手の調査に事
業所との間に立
つ社労士が苦慮している実態が
背景にあります。しかし「もう知
らん!」という事ではプロとして失
格です。知恵を
出しながら対
応しましょう。

社労業務の
係より

当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。